

一般社団法人障害治療研修所

『 社員規則 』

第一条（社員の目的） 社員は一般社団法人障害治療研修所（以下当法人という）の目的及び事業内容を理解し、指定の資格を満たした上で当法人の活動に参与するものとする。

第二条（社員資格） 社員になろうとする者は、所定の用紙により、理事長に申し込むものとする。

2. 申し込みにあたり入会金と年会費を支払うものとする。
3. 入会金は一口1万円とし、手続きを経て払い込まれた入会金は変換しない。
4. 当法人の名称変更前に社員となっていた者は、そのまま社員資格を保持する。
5. 年会費は5,000円とし、入会時にその年度分を支払うものとする。
6. 社員には個人社員のみとし、法人会員の入会は認めないものとする。

第三条（社員資格取得の制限） 以下の者は、社員になるにあたって理事長の承認を要するものとする。

- 1) 未成年者
- 2) 成年被後見人または被保佐人
- 3) 既に社員である者の同居家族

第四条（社員の資格の喪失） 社員が次の各号の一つに該当するに至った場合には、その資格を喪失するものとする。

- 1) 退社したとき
- 2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- 3) 死亡、もしくは失跡宣告を受けたとき
- 4) 除名されたとき
- 5) 総社員の同意があったとき

第五条（社員の退社） 社員はいつでも退社することができる。ただし、一ヶ月以上前に当法人に対し、別に当法人が定める退社届けを提出するものとする。

2. 既納の入会金及び年会費は、これを返還しない。

第六条（社員の除名） 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議により、その社員を除名することとする。

2. この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までに、その旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

第七条（社員の権利） 社員は当法人が事業として行う集会に無料で参加する権利を持つものとする。

2. 社員は当法人と提携する会社から割引で商品の購入ができるものとする。

3. 社員は当法人が販売するものを特別価格で購入をできるものとする。

第八条（社員総会）定時社員総会は、毎事業年度の終了後三ヶ月以内に開催され臨時社員総会は、必要に応じて開催される。

2. 社員総会は、理事会の決定に基づいて理事長が招集する。
3. 総社員の六分の一以上の社員の要望により、理事長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
4. 監事は、理事長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第九条（社員総会の招集の決定）社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。

2. 理事長は、社員総会を招集する場合には次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 1) 社員総会の日時及び場所
 - 2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項を明記する。
 - 3) 社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができるとすることとする。
 - 4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

第十条（社員の議決権）社員は、社員総会において一個の議決権を持つものとする。

第十一條（社員総会の権限）社員総会は、次の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 理事及び監事の選任または解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 決算、計算書類等の承認
5. 社員の除名
6. 合併・解散
7. その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

第十二条（決議の方法）社員総会の決議は、社員の過半数が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 社員総会に出席できない社員は、書面等の提出により、議決権の行使を委任することができる。又議長は総会でこの表決数を明示しなければならない。
3. 以下の事項を決議する特別決議のときは、社員の過半数が出席し、なおかつ、全ての社員の3分の2以上の賛成の必要とする。
 - ・社員の除名、監事の解任
 - ・定款変更
 - ・解散、合併

第十三条（議長）社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、

当該社員総会において議長を選出する。

第十四条（開催地） 社員総会は、当法人の主たる事務所の所在地において開催する。

第十五条（議事録） 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、
社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。なお、議事録は、総会によって任命される議事録署名人によって確認される。

第十六条（会計年度） 会計年度は毎年四月一日～翌年三月三十一日とする年一期とする。

第十七条（事業計画及び収支予算） 事業計画及び収支予算は毎事業年度の開始日の前日まで
に理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けるものとする。これを
変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、
理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入
を得、または支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第十八条（事業報告及び決算報告） 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、
理事長が次の書類を作成し、幹事の監査を受け、理事会の承認を経て、定期社員総
会に報告するものとする。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の付属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
2. 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に十年間据え置くとともに、定款
及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 1) 監査報告
 - 2) 会計監査報告

第十九条（社員名簿の閲覧）社員は、社員名簿及び事業報告書、その付属明細書、貸借対照表、及びその明細書、損益計算書、及びその明細書等の閲覧及び謄写について、閲覧または謄写の二事項の申し込みについても、指定の申込書を持って事務局へ申請することができる。

2. 事務局の営業時間内とする事
3. 当法人の社員の権利を確保または行使に関する調査以外の目的で請求しない事
4. 当法人の業務を妨げ、社員の共同の利益を害する目的で請求しない事
5. 当法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又これに従事する者でない事
6. 閲覧及び謄写により知りえた事実を利益を得て第三者に通報する目的で請求しない事
7. 閲覧及び謄写により個人情報保護法及び当法人の利益を阻害することが無い事を承知して請求する事
8. 上記項目に該当するも、利益が阻害されると予見される場合においては、閲覧及び謄写を禁止することがある

第二十条（定款及び法令の準拠）本規則は、当法人の定款および法令に従う。

第二十一条 当規則は平成21年5月29日より適用される。

追記 当規則は平成27年4月1日に改定される。

一般社団法人 障害治療研修所
社員申込書

申請日 ; 20 年 月 日

申込人

ふりがな

氏名

私は、一般社団法人障害治療研修所の定款及び社員規則を了解し、その社員資格を満たしますので、ここに社員となることを申し込みます。

住所 〒

T E L ;

F A X ;

E-mail ;

入会金；1万円

年会費；5,000 円（毎年3月末までに御払い込みください。）

振込先口座：郵便振替 00110-0-317393 低血糖症治療の会

払込確認 年 月 日

担当サイン

理事長認定日 年 月 日

当該社員の当法人の役職・立場

備忘メモ